陸幕装計第50号 29. 2. 20

改正 平成30年3月14日陸幕法 第104号 平成31年4月19日陸幕法 第101号 令和元年6月27日陸幕法 第68号 令和元年7月19日陸幕装計 第131号 令和3年3月12日陸幕法 第101号 令和4年3月31日陸幕装計 第178号 令和6年7月17日陸幕装計 第804号

陸上総隊司令官各方面総監部隊長各機関の長

陸上幕僚長(公印省略)

陸上自衛隊燃料取扱要領について(通達) (例規74)

標記について、平成29年4月1日から別紙のとおり実施されたい。 なお、陸幕需第26号(20.3.21)「陸上自衛隊燃料取扱要領について(通達)」及び陸幕総計第428号(28.10.21)「航空タービン燃料JetA-1の品質検査について(通達)」は、廃止する。

添付書類:別紙

配布区分:海上幕僚長

陸上自衛隊燃料取扱要領

目 次

- 第1章 総 則
 - 1 目 的
 - 2 範 囲
 - 3 用語の意義
- 第2章 補給及び回収
 - 1 車両用燃料及び航空用燃料の補給
 - (1) 車両用燃料(軽油)の補給
 - (2) 航空用燃料の補給
 - (3) 陸上自衛隊以外に対する補給
 - 2 廃油及び廃液の回収・処分
- 第3章 燃料及び施設器材の管理
 - 1 品質管理
 - (1) 共通
 - (2) 航空用燃料
 - (3) 油脂類
 - 2 安全管理
 - (1) 石油製品の火災防止
 - (2) 中毒予防
 - (3) 公害防止
 - 3 計量
 - (1) 屋外タンク
 - (2) 地下タンク
 - 4 管理記録
 - 5 施設器材等の管理
 - (1) 施設器材の取扱い
 - (2) 容器の整備等
 - (3) 燃料タンク車の可燃性ガス除去

第4章 品質検査

- 1 要 旨
- 2 品質検査の実施
- 3 貯蔵検査結果の処置
- 4 試験成績書の保存及び処理
- 第5章 免税等手続
 - 1 通 則
 - (1) 摘要
 - (2) 免税等手続における留意事項
 - 2 車両用燃料(軽油)の免税等手続
 - (1) 免税取扱手続
 - (2) 記録整理等
 - 3 航空用燃料の免税等手続
 - (1) 摘 要

- (2) 未納税取扱手続
- (3) 免税取扱手続
- (4) 免税揮発油の移動手続
- (5) その他(自衛隊以外の航空機に給油する場合)
- 第6章 消防法の適用を除外された場合における危険物の貯蔵及び取扱 い
 - 1 野外移動タンクの材質等
 - 2 自動車等へ給油するための給油設備及び危険物の取扱いの基準
 - 3 危険物取扱責任者の資格の基準
 - 付紙第1 タンク計量記録表
 - 付紙第2 タンク油温計測位置表
 - 付紙第3-1 普通ドラム缶の格付及び使用区分表
 - 付紙第3-2 内面塗装ドラム缶の格付及び使用区分表
 - 付紙第4-1 品質検査表(自動車ガソリン)
 - 付紙第4-2 品質検査表 (軽油)
 - 付紙第4-3 品質検査表(航空ガソリン)
 - 付紙第4-4 品質検査表 (航空タービン燃料 Je t A-1)
 - 付紙第4-5 品質検査表(航空タービン燃料 JP-4)
 - 付紙第4-6 品質検査表 (潤滑油)
 - 付紙第4-7 品質検査表 (グリース)
 - 付紙第5-1 一般燃料試料採取方法
 - 付紙第5-2 航空用燃料試料採取方法
 - 付紙第6 品質検査試料表
 - 付紙第7-1 検査結果報告書(航空タービン燃料 J e t A 1 の記載例)
 - 付紙第7-2 検査結果報告書(航空タービン燃料 JP-4の記載例)
 - 付紙第8-1 揮発油税未納税移出先承認申請書

移出通知

付紙第8-2 揮発油税 未 納 税 移 出 揮発油 移入届出 航空機燃料用免税 移入証明

移入明細

- 付紙第8-3 令和 年 月分揮発油税及び地方揮発油税納税申告書
- 付紙第8-4 揮発油税 特定 用途 免税揮発油 搬入 届出書
- 付表第1 軽油免税申請単位部隊等申請者及び申請先
- 付表第2 軽油免税手続きの細部要領(基準)

第1章 総 則

1 目 的

この要領は、陸上自衛隊における燃料の貯蔵及び取扱いに関し必要な細部事項を定め、部隊等の燃料業務の準拠とするものである。

2 節 囲

この要領に定めていない事項については、消防法の適用を除外された場合における危険物の貯蔵及び取扱いに関する訓令(平成4年防衛庁訓令第43号。以下「庁訓」という。)及び陸上自衛隊補給管理規則(陸上自衛隊達71-5号(19.1.9)。以下「補給管理規則」という。)並びに関係法令による。

3 用語の定義

この要領において用いる用語の意義は、補給管理規則に定めるものの ほか、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「廃油」とは、石油製品で一度使用したか、又は保管中に汚染若しくは劣化したためそのままでは本来の用途に使用できなくなったものをいう。
- (2) 「廃液」とは、不凍液等で一度使用したか、又は保管中に汚染若し くは劣化したためそのままでは本来の用途に使用できなくなったもの のうち、排水することのできないものをいう。
- (3) 「軽油(免税)」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第 144条の6の規定により軽油引取税の課税を免除された軽油をいう。
- (4) 「軽油(課税)」とは、軽油(免税)以外の軽油をいう。
- (5) 「燃料支処等」とは、早来燃料支処、近文台燃料支処、多賀城燃料 支処、朝日燃料支処、鳥栖燃料支処、富士燃料出張所及び関西補給処 をいう。
- (6) 「燃料支処(所)等」とは、燃料支処等及び海上自衛隊呉造修補給 所をいう。
- (7) 「航空基地」とは、航空機を保有する部隊等が所在する駐(分)屯 地をいう。
- (8) 「業務隊等」とは、駐屯地業務隊及び駐屯地業務隊業務を所掌している部隊等をいう。

第2章 補給及び回収

- 1 車両用燃料及び航空用燃料の補給
 - (1) 車両用燃料(軽油)の補給

ア 軽油の使用区分

軽油(免税)の使用対象品目は、別に示す。

イ 保管要領

軽油(免税)及び軽油(課税)は、次のとおり区分して保管する。

- (ア) 貯油タンクで保管する場合は、貯油タンクの状況から真にやむ を得ない場合を除き区分する。
- (イ) ドラム缶等で保管する場合は、積み山を明確に区分する。
- ウ 軽油の号数組換え

異なる号数のものを混合した軽油(品名は、「軽油(混合)」とする。)は、次の算定式によりみかけの流動点又はみかけの目詰まり点を算出し、その流動点又は目詰まり点に該当する号数に組み換

えて管理する。

$$C = A - (A - B) \times \frac{b}{a + b} \times 0.6$$

C:みかけの流動点 (°C)

A及びB:混合したそれぞれの号数軽油の流動点 (\mathbb{C})

(A (号数大) > B (号数小))

a: A 号軽油の量 (キロリットル)

b: B 号軽油の量(キロリットル)

※ みかけの目詰まり点は上記式を準用

(2) 航空用燃料の補給

ア常備

(ア) 航空救難用航空用燃料の常備

方面総監は、自衛隊の航空救難に関する協定について(通達) (陸幕運支第84号(29.3.31))に基づき、方面区内の 特定駐屯地に所要の航空用燃料を常備する。

(イ) 災害派遣等用航空用燃料の常備

方面総監は、方面区内における災害派遣用、中継用、不時着用及びその他の所要に応ずるため、航空用燃料を方面区内の特定駐屯地に保有させることができる。その際、保有量は、品質管理上努めて必要最少限度にとどめるものとする。

イ 更 新

常備航空用燃料を保有する業務隊等の長は、受領後1年を超えるものについては、方面総監の定めるところにより、更新のため、燃料支処(所)等の長又は航空基地の業務隊等の長へ管理換するものとする。管理換を受けた燃料支処(所)等の長又は航空基地の業務隊等の長は、当該燃料を常備用以外に優先補給又は使用する。

ウ ドラム缶詰航空用燃料給油時の留意事項

ドラム缶により航空用燃料を給油する場合は、事前にドラム缶を 静置(30分以上)し、水分等の有無について機長等の確認を受け た後、実施する。

(3) 陸上自衛隊以外に対する補給

陸上自衛隊以外に対する補給の依頼を受けた場合、陸上自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において給油を行うものとする。

ア 各自衛隊等に対する車両用及び航空用燃料の補給

業務隊等の長は、駐屯地等の近傍を通過する各自衛隊等に対し車両用燃料を給油した場合、又は各自衛隊等に対し航空用燃料を給油又は交付(以下「給油等」という。)した場合には、異動票又は受渡証(乙)(以下「異動票等」という。)の1部を給油した月の翌月末までに、順序を経て陸上幕僚長(装備計画部装備計画課長気付)に送付する。

イ 自衛隊以外の航空機に対する航空用燃料の補給

(ア) 国の機関等の航空機に対する航空用燃料の補給及び管理換

自衛隊法(昭和29年法律第165号。以下「隊法」という。) 第116条の規定により自衛隊以外の国の機関の航空機が駐(分) 屯地に着陸し、当該搭乗員から航空用燃料の給油等の依頼を受け た場合及び防衛庁の管理に係る飛行場の一時使用及び航空機用燃 料等の補給に関する協定に基づき警察庁から事前に給油等の依頼 を受けた場合には、次により給油等及び管理換を実施するものと する。

- a 業務隊等の長は、異動票等の余白欄に相手方機関名、機種、機番及び機長の官職氏名を記入し、受領印を得て通常の要領で給油等を実施する。この際、異動票等の1部を受領者(機長)に交付する。
- b 業務隊等の長は、給油等終了後(引き続いて給油等が行われる場合は月別に取りまとめ)異動票等の写し1部を添付して相手方管理官に管理換する。
- c 業務隊等の長は、bの異動票等の写し1部を管理換を実施した月の翌月末までに、順序を経て陸上幕僚長(装備計画部装備計画課長気付)に送付する。
- d 陸上幕僚長は、cの資料に基づき当該機関と返還を受けるべき燃種、数量、場所、時期等について確認及び調整を実施し、返還を受ける管理官を指定し、受入れに必要な事項を通達する。ただし、警察庁から返還を受ける場合は、方面総監が当該機関と調整して通達することができる。
- e 指定された管理官は、dの通達を根拠とし、相手方管理官か らの管理換により受入れ処理する。
- (イ) 国の機関以外の航空機に対する補給

隊法第116条の規定により、国の機関以外の航空機に対して 航空用燃料の給油等を実施する場合の手続は、需品の貸付に関す る訓令(昭和37年防衛庁訓令第54号。以下「需品貸付訓令」 という。)により処理する。

- a 他国軍の航空機に対する補給
- (a) 貸借の決済(精算)は、陸上幕僚監部において行う。
- (b) 需品貸与訓令第3条第2項による借受証(この場合の借受証には借受期間及び返還場所欄の記入を要しない。)は、給油等を実施した月の属する四半期の翌月末までに、順序を経て陸上幕僚長(装備計画部装備計画課長気付)に送付する。
- (c) 需品貸与訓令第5条第3項による供用票は、給油等を受けた月の属する四半期の翌月末までに本号イ(イ)a(b)に準じて送付する。
- b 国内の航空機に対する補給 借受証には英文の記載を省略することができる。
- ウ 物品役務相互提供による車両用燃料及び航空用燃料の補給及び補 給受け

隊法第100条の6、第100条の8、第100条の10、第100条の12、第100条の14、第100条の16及び第100条の18の18の規定により、燃料の給油等の依頼を受けた場合及び燃料の給油等を受ける必要がある場合の手続は、陸上自衛隊日米物品役務相互提供の細部実施に関する達(陸上自衛隊達第91-2号(8.10.21))、陸上自衛隊日豪物品役務相互提供の細部実施に関する達(陸上自衛隊達第91-3号(25.1.22))、陸上自衛隊日英物品役務相互提供の細部に関する達(陸上自衛隊達第91-4号(29.7.27))、陸上自衛隊日仏物品役務相互提供の

細部実施に関する達(陸上自衛隊達第91-6号(1.6.2 5))、陸上自衛隊日加物品役務相互提供の細部実施に関する達 (陸上自衛隊達第91-7号(1.6.25))、陸上自衛隊日印物 品役務相互提供の細部実施に関する達(陸上自衛隊達第91-8号(3.7.

1) 及び陸上自衛隊日独物品役務相互提供の細部実施に関する達(陸上自衛隊達第91-9号)によるほか、本号イ(ア)a~cに準じ実施する。

2 廃油及び廃液の回収・処分

- (1) 使用部隊等の長は、発生した廃油及び廃液を回収し、適宜まとめて 業務隊等の長に後送する。この場合において、回収容器は、格付区分 「D」のドラム缶を使用し、「廃油」又は「廃液」の表示を行う。
- (2) 業務隊等の長は、回収した廃油を回収廃油として、回収した廃液を回収廃液として受け入れる。
- (3) 業務隊等の長は、方面総監の定めるところにより回収廃油及び回収 廃液を処分し、又は燃料支処(所)等へ後送する。この場合において、 業務隊等の長は、当該廃油又は廃液を燃料支処(所)等に後送する場 合、ドラム缶ごとに計量を行い、ドラム缶の天板に品名(「廃油」又 は「廃液」)、数量、駐屯地名及び駐屯地ごとの一連番号を表示する ものとし、後送を受けた燃料支処(所)等の長は、回収した廃油を回 収廃油として、回収した廃液を回収廃液として受け入れる
- (4) 燃料支処(所)及び業務隊等の長は、回収廃油及び回収廃液を業者に売却するか、無償又は有償で業者に処分を委託する。
- (5) 有償で業者に引き渡す場合の細部要領は方面総監の定めるところによる。

第3章 燃料及び施設器材の管理

1 品質管理

石油製品は、異種製品や異物が混入し、又は貯蔵中に品質が低下し、 規格に合致しなくなることがあるので、その品質を常に良好な状態に保 つとともに、規格に合致した製品を即時出荷(使用)できるように次の 要領で品質管理を行うものとする。

(1) 共通

ア 石油製品が本来の色より薄いか、濃いか又は曇りがある場合は、 汚染の疑いがあるので、品質検査を実施する。

イ 燃料油を長期保管する場合は、原則としてタンク貯蔵とし、ドラム缶貯蔵は努めて避ける。

ウ 燃料油のタンク貯蔵においては、努めて満タンクにし、蒸発減耗 を防止して品質の維持を図る。

- エ 容器類は、空缶・実缶を問わず漏えい及び汚染・劣化の原因となるので口金を完全に締めておくとともに口金及びガスケットの不良なものは良好なものと交換する。
- オ ドラム缶貯蔵をする場合は、積み山は2列1段ないし2段の横積 みとし、地板を合わせて天板を外方にし、注入口と換気口をおおむ ね水平にする。

なお、積み山の下には自治体の許可を受けた材質のレール等を敷き、列の両端は歯止めする。

やむを得ず立てておく場合には天板を上にし、天板にたまった水

が注入口及び換気口に入らない程度に傾斜させておくものとする。 カーパイプライン及びポンプは、油種別に使用し、必要に応じパイプライン、ボルブ策は沖縄な事子する免別に涂抹する。 われなぜせ

ライン、バルブ等は油種を表示する色別に塗装する。やむを得ず共 通に使用する場合は、前の燃料油を他の燃料油で押して、はな切り すること。この際、混合したおそれのある部分は、実用上支障のな い側のタンクに送油するものとする。

(2) 航空用燃料

ア 航空用燃料は、水分の混入防止に留意する。混入水分は、低温になると析出、氷結し、フィルタノズル等を詰まらせることがあるので、十分に注意する必要がある。

イ ドラム缶詰航空用燃料の管理

(ア) 航空用燃料をドラム缶で貯蔵する場合は、内面塗装のドラム缶 を使用する。

なお、取扱いに当たっては、衝撃等により内面塗装がはく離し、 発せいして燃料が汚染されることのないよう注意する。

- (イ) 燃料支処等は、ドラム缶に充てん後、水分の混入がないことを 確認してドラム缶の封印を行う。
- (ウ) 業務隊等が燃料支処等からドラム缶詰燃料を受領する場合は、 封印及び容器の変形亀裂等がないことを確認する。
- (エ) 給油等の前にドラム缶を静置する場合は、ドラム缶を立て、注 入口が高くなるように、底部にブロック等をはさむものとする。

(3) 油脂類

ア 潤滑油及び塗料類は、ドラム缶入りを除き、倉庫内に保管する。 やむを得ず屋外に保管する場合は、パレット上に積み、雨水等を避 けるためシート等をかける。

イ 塗料類は、通気換気良好な冷暗所に保管する。

ウグリースの容器の詰め替えは、極力避ける。

エ 塗料類は、使用した残量をそのままの容器に保管することを極力 避ける。やむを得ず保管する場合は、内容物がおおむね一杯になる ような容器に詰め替え、密封して、速やかに使用する。

オ 劇物指定のある油脂類は、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)及び関係法令に基づき適正に管理する。

2 安全管理

(1) 石油製品の火災防止

ア 石油製品一般

(ア) 石油製品の火災は、可燃性蒸気である石油蒸気が適量の空気と 混合し、各種点火源(電気設備、静電気・落雷・衝撃等による火 花、各種の裸火・熱等)から引火して起こる燃焼である。

このため、石油製品を取り扱う際は必ず消火器を手元に置き、 所要に応じ直ちに使用し得る状態で作業する。

- (4) 地下タンクに燃料タンク車から燃料を注入する場合は、静電気除去のため接地するとともに、燃料タンク車備付けの結合金具を使用し注入口に緊結する。また、注入間は、他の車両を給油所に近づけてはならない。
- (ウ) 貯油タンクに燃料タンク車から引火点が40℃未満の燃料(ガ ソリン、航空タービン燃料 JP-4等)を注入するときは、燃料

タンク車のエンジンは停止させる。

(エ) パイプライン中を流れる油によって生ずる静電気は、流速に比例して著しく増加するので、パイプライン中の油の速度は1メートル/秒以下に抑える。

なお、流速1メートル/秒の場合の流量は、次のとおりである。

パイプ口径(インチ)	流量(キロリットル/時間)
2	7. 3
2. 5	1 1 . 4
3	16.4
4	2 9 . 2

- (オ) 流速の調節は、ポンプの回転数又はポンプ直近出口弁で行い、 タンク入口弁で行ってはならない。
- (カ) ドラム缶から他の容器への詰め替え作業に当たっては、漏え い及び石油蒸気の流出に注意するほか、静電気の帯電を防止す るために容器を地面に直接接地するとともに、吐出ノズルを注 入口の縁と接触させる。

また、庁訓により野外貯油タンク、燃料タンク車及び駐屯地燃料スタンドの燃料計量機等から容器に詰め替える際も、同様とする。

- (キ) ドラム缶の取扱いに当たっては、引火爆発の危険があるので、 これを金属やコンクリート等に激突させてはならない。また、 ドラム缶口金の開閉には必ずドラム缶レンチを用い、ハンマー や石等で殴打してはならない。
- (ク) 夏期における油脂庫内の室温には特に留意し、室温が上昇する場合は所要の処置を施すとともに、油布等は必ず金属性の容器に密封しておく。特に、あまに油の油布は自然発火することがあるので、使用後の油布は努めて速やかに密封して処分する。
- (ケ) 野外において燃料を充填したドラム缶及び携行缶等を一時保管する際は、 燃種毎に確実に離隔し、保管場所誤りに起因する誤給油防止に努めるとと もに、使用にあたっては、器材に適合した燃種であることを確実に確認し、 給油するものとする。

イ 第一石油類

- (ア) ガソリン蒸気は空気に1.4~7.6%混合した比較的希薄な 状態でも引火爆発の危険性がある。航空タービン燃料JP—4 は常温でこの混合ガスを作りやすく、爆発火災の可能性が極め て大きいため、特に取扱いに注意する必要がある。
- (イ) 航空タービン燃料 J P 4 の輸送・取扱い時に発生する静電気は、ガソリンに比し更に危険である。このため、航空タービン燃料 J P 4 を貯油タンク又は燃料タンク車等に移送した後、検尺又は試料採取を行う場合は、貯油タンクで1時間、燃料タンク車等で15分間以上静置し、静電気を接地により逃がした後実施しなければならない。

(2) 中毒予防

石油製品は、誤飲したり吐いた時に気管に入りやすく、少量でも 気管に入ると肺炎を起こす。また、蒸気を吸って中毒症状が出るこ ともあるため取扱いに注意する。

ア 石油製品の取扱い

- (ア) 通気のよい場所で努めて風上に位置をして、石油蒸気の吸入を極力避ける。石油蒸気のあるところで作業する場合は、短時間で実施する。揮発性が高いガソリンを直接取り扱う勤務者は、適宜交替させる。
- (イ) 石油製品を取り扱うときは、必ず手袋を用いる。

イ 事故時の処置

- (ア) 石油製品を誤飲したときは、吐き出させずに、速やかに医師の診察を受ける。舐めた程度であれば、24時間様子をみて、咳込み、顔色の悪化、吐気、嘔吐等の症状があれば医師の診察を受ける。
- (イ) 石油蒸気を吸入したときは、通気のよい場所に退避し様子を みる。前項のような症状が治まらない場合は医師の診察を受け る。
- (ウ) 眼に入った場合は、すぐに流水で10分間以上洗眼し、痛みや赤みがある場合は医師の診察を受ける。
- (エ) 衣服に付着した場合は直ちに更衣して洗濯する。皮膚に付着 した場合は、せっけんで洗い様子をみる。痛みや皮疹が出たと きは医師の診察を受ける。

(3) 公害防止

- ア 整備工場、給油所、洗車場等から排出される排水中には多量の油 分が混入しているので常に油分離槽の機能を点検し、油分の除去及 びその確認を行う。
- イ 廃油の回収時に発生する残さは、排水溝に捨てることなく、売却 又は廃棄処分により処理し、駐屯地外に排水されることのないよう 留意する。

3 計 量

貯油タンクは、努めて毎日油面計、検尺棒等で貯油量を確認して漏えい等を点検し、排水溝への流出、地表面にしみ出た油及び地中に停滞した漏油の早期発見に努め、結果をタンク計量記録表(付紙第1)に記録する。

漏えい発見の際は、必要最小限の応急処置を行い、速やかに補修を実施する。

- (1) 屋外タンク (覆土式タンクを含む。)
 - ア 計量に巻尺を使用する場合は、揮発油測深剤を巻尺の片面に薄く 目盛りの読める程度に塗り、計測の基準点に沿ってタンク内に垂下 し、重りがタンク底部に着いてから、ガソリンの場合は10秒以内、 軽油又は重油の場合は30~60秒静止させた後、巻尺を引き上げ、 測深剤の変色した部分の目盛りを読み取る。次に油底水測深剤を塗 布して油底水量を測定し、総量から油底水量を差し引いて在庫量を 算出する。
 - イ 油量は、15℃を標準として温度補正を行った数量により計量する。ただし、業務隊等の車両用燃料、補助燃料及び営舎用燃料のタンクの油量は、見かけ数量により計量する。
 - ウ 油温は、ポケット付き温度計を計量口からタンク油温計測位置表 (付紙第2)に規定する深さに降ろし、少なくとも3分間吊したま

まにしてから温度計を素早く引き上げて、できるだけ早く温度を読み取る。

なお、タンクに自動測温装置が取り付けられている場合は、その 温度を使用することができる。

(2) 地下タンク

計量は、地下タンク備付けの油面計又は検尺棒により行うものとする。検尺棒を用いる場合は、揮発油測深剤及び油底水測深剤を塗布して計量する。

4 管理記録

- (1) 燃料支処等及び航空基地の航空用燃料の貯油施設には、貯油施設履 歴簿を備え、主要構成部分ごとに構造、改造修理、洗浄、故障状況と その処置等管理のための必要事項を記録する。
- (2) 地下タンクには履歴簿を備え、改造修理、洗浄、故障状況とその処置等管理のための必要事項を記録する。
- (3) 燃料支処等及び航空基地の屋外タンクの計量は、毎日定時に行い、 その結果を付紙第1に記録する。
- (4) 前号に規定するタンク計量記録表の保存期間は、1年とする。
- 5 施設器材等の管理
- (1) 施設器材の取扱い

ア 取扱者の指定等

燃料計量機及び可搬式計量機は、危険物取扱者の資格を有する者のうちから取扱者を指定し、当該取扱者不在中は元スイッチを切り施錠する。

イ タンク等の清掃・点検

- (ア) 貯油タンクの外部、パイプライン等の露出部は、必ず塗装して、 発せいの防止に努めるとともに、必要に応じ清掃を行う。
- (イ) 貯油タンクの内部は、必要に応じ清掃を行う。
- (ウ) 貯油タンクは、通常絶えず検水して水抜きを行い、出荷に支障 のない状態に保つものとする。
- (エ) 通気管先端の防火網及び大気弁の機能を随時点検し、常に完全な状態に保つものとする。
- (2) 容器の整備等

ア 整備及び格付

- (ア) ドラム缶及び燃料携行缶の整備は、需品器材等整備実施担任区分(陸幕需第92号(22.10.15))に基づき、実施する。
- (イ) 燃料支処等は、ドラム缶の整備後、「普通ドラム缶の格付及び使用区分表」(付紙第3-1)及び「内面塗装ドラム缶の格付及び使用区分表」(付紙第3-2)に示す基準に従い、格付を行い、区分して使用する。

イ 標 識

- (ア) ドラム缶の標識
 - a 外装の表示

ドラム缶の外装の表示は、防衛省規格(NDS Z 0001 C)に基づき行い、標識を「防衛省」とする。

b ドラム缶の胴体部には、内容物を識別するため、胴体部の中央 部に次の標識帯を付ける。

燃種		標
航空用燃料		幅10cmの赤色帯
丰工田縣 烟	軽油	なし
車両用燃料	自動車ガソリン	幅 5 cmの赤色帯を 5 cm間隔で 2 本
灯油		幅10cmの黄色帯

(イ) 燃料携行缶の標識

燃料携行缶の表示は、燃料携行缶 鋼製ドラム 整備実施規定 (補統需第258号(20.11.21))によるほか、次の標 識帯を付ける。

燃	種	標	材質
軽	油	なし	_
	動 車ソリン	左右の握り部中央から左右に間隔 1 cm~2 cmの範囲で離し、幅1 cm~ 2 cmの赤色帯を2本表示	塗料又はビニール
灯	油	左右の握り部中央に幅 1 cm~ 2 cm の黄色帯を 1 本表示	テープ

(3) 燃料タンク車の可燃性ガス除去

危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和32年運輸省令第30号第5条)による燃料タンク車の可燃性ガス除去及び証明書の発行は、部隊等の要求に基づき各燃料支処又は燃料タンク車の充足を受けた部隊等が実施する。ただし、燃料支処等での実施が困難な場合は民間機関に委託する。

第4章 品質検査

1 要旨

品質検査は、受領検査、貯蔵検査及び出荷検査の総称であり、石油製品の受領、貯蔵及び出荷に際してそれが規格に合致しているかを確認し、 又はその汚染劣化の有無を確認するため次の要領で行う。

2 品質検査の実施

(1) 石油製品の品質検査は品質検査表(付紙第4-1から付紙第4-7まで)に規定する時期又は機会に、それぞれの試験項目について実施するものとし、試験項目に応ずる試験方法は仕様書に規定する方法による。

(2) 品質検査担当区分

ア 品質検査の担当区分は、次のとおりとする。

被支援部隊等	担当燃料支処(所)等
北部方面区に所在する部隊等	早来·近文台燃料支処
東北方面区に所在する部隊等	多賀城燃料支処
東部方面区に所在する部隊等	朝日燃料支処
中部方面区に所在する部隊等	関西補給処
	海上自衛隊呉造修補給所
西部方面区に所在する部隊等	鳥栖燃料支処

- イ 検査担当燃料支処(所)等の長は、部隊等の要求及び自隊の必要 に基づき品質検査を実施するものとする。
- (3) 貯蔵検査は、海上自衛隊呉造修補給所の担当区分を除いては民間機関に委託して行う。バルクの貯蔵検査は、付紙第4-1から付紙第4-5までに示す各規定期間以上受入のないタンクの燃料及び規定期間での受入がタンク在庫量の半分未満の燃料について実施する。ただし、検査予定時期以後1箇月以内に使用される見込みのあるものについては、貯蔵検査を実施しない。
- (4) 貯蔵検査の調達要領
 - ア 契約は、各補給処において実施し、契約期間は6箇月を基準とする。
 - イ 業務隊等の長は、確定した検査件数を検査実施の月の30日前ま でに検査担当燃料支処等の長に通知するものとする。
 - ウ 検査担当燃料支処等の長は、契約期間内における毎月1回(基準)の検査件数を集計の上、調達要求資料を作成し、検査実施の月の3 0日前までに検査担当補給処長に提出するものとする。
 - エ 検査担当燃料支処等の長は、契約成立後、業務隊等の長に対し検査実施月日を通知するものとする。
- (5) 試料の採取
 - ア 試料は、試験する燃料から一般燃料試料採取方法(付紙第5-1) 又は航空用燃料試料採取方法(付紙第5-2)に基づき採取し、直 ちに密栓の上、品質検査試料表(付紙第6)を添付し、冷暗所に収 納するものとする。試料を採取する場合は、次の事項に留意する。
 - (ア) 採取者には危険物取扱責任者を指名し、慎重に実施させる。
 - (イ) 直射日光を避ける。
 - (ウ) 採取後は、低沸点分が蒸発しないように確実に密栓する。
 - (エ) 容器は、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第41~第43条に定められた材質、構造及び容積の運搬容器を使用する。
 - (t) 試料缶は、あらかじめ水洗いし、乾燥させたものを使用する。 充てんに際しては、採取する試料で共洗いする。
 - (カ) パッキンは、試料に溶解しないものを使用する。
 - イ 試料採取に当たり、試料採取器具等の不備により適切な試料採取 が困難な場合には、検査担当燃料支処(所)等に依頼することがで きる。
- (6) 品質試験の依頼及び試料の輸送
 - 試料は、採取後速やかに品質検査試料表、試料採取駐屯地・試料採取年月日を記入した検査結果報告書(付紙第7-1又は付紙第7-2)及び試験依頼部隊等名・試料番号・品名・試験項目・成績通知希望期日、その他必要事項を記入した品質試験依頼書(様式随意)を添付して、検査担当燃料支処(所)等に送付する。
- 3 貯蔵検査結果の処置
- (1) 検査担当燃料支処(所)等の長は、検査終了後、検査結果報告書 (付紙第7-1又は付紙第7-2)を業務隊等の長に通知する。 不合格の場合は、順序を経て方面総監に報告するものとする。
- (2) 不合格の報告を受けた方面総監は、当該試料と同一ロットを保有す

る部隊等に使用の中止を指示するとともに、陸上幕僚長に試験成績及び同一ロットの在庫状況を報告し、陸上幕僚長の指示するところにより処置するものとする。

- 4 試験成績書の保存及び処理
- (1) 燃料支処(所)等及び直納駐屯地の業務隊等の長は、石油製品の納入時に提出された試験成績書及び検査結果報告書を品質検査試料表とともに一括保存する。

なお、保存期間は、当該石油製品が管理換又は供用により在庫がなくなってから1年とする。

(2) 航空用燃料を管理換(直接給油する場合を除く。)するときは、それまで実施した最新の検査結果報告書を添付する。

第5章 免税等手続

- 1 通 則
 - (1) 適 用

軽油、航空用燃料の免税等手続は、地方税法、揮発油税法(昭和3 2年法律第55号)、地方揮発油税法(昭和30年法律第104号) 等によるほか陸上自衛隊に必要な手続等はこの章による。

(2) 免税等手続における留意事項 免税及び未納税取扱手続要領並びに各書類の記入方法等の細部につ いては、所轄税務署等と十分調整の上、実施すること。

- 2 車両用燃料 (軽油) の免税等手続
- (1) 免税取扱手続

軽油引取税に係る免税の手続(免税軽油使用者証、免税証の申請等)は、燃料支処(所)等及び直納駐屯地(以下「申請単位部隊等」という。)を申請の単位として、その所在地の都道府県財務事務所に行うものとし、申請者は方面総監部装備部長又は申請単位部隊等の長とする

免税手続の細部は、付表第1「軽油免税申請単位部隊等申請者及び申請先」及び付表第2「軽油免税手続の細部要領(基準)」による。

- (2) 記録整理等
 - ア 軽油(免税)に係る管理簿、燃料出納補助簿等は、独立口座とする。
 - イ 軽油(免税)に係る異動票、受渡証(乙)等は、一品目一葉とする。
 - ウ 軽油(免税)の使用状況は、履歴簿備付対象器材については履歴 簿により、その他の器材については陸上自衛隊整備規則(陸上自衛 隊達第71-4号(52.12.14))別冊第3様式第2-1使 用記録により記録する。
- 3 航空用燃料の免税等手続
- (1) 適 用

_ ′		
適	用	手続
ア	納入業者から燃料支処(所)等に納入される場合	未納税又
1	燃料支処(所)等相互間の管理換の場合	は免税
ア	燃料支処(所)等から使用駐屯地に出荷する場合	免税
イ	納入業者から直接使用駐屯地に納入される場合	

(2) 未納税取扱手続

- ア 移出側は、あらかじめ揮発油税未納税移出先承認申請書(付紙第8-1)2部を所轄税務署長に提出して、未納税移出の承認を受ける。
- イ 移出側は、揮発油税を未納税で移出したときは、次の4様式(通知書は控えを含め2通)の「移出」欄に移出事項を複写で記載し、通知書に宛先等を記載の上、押印し、届出書及び証明書とともに移入側に送付する。
 - (7) 揮発油税未納税移出揮発油移出通知書(付紙第8-2)
 - (イ) 揮発油税未納税移出揮発油移入届出書(付紙第8-2)
 - (巾) 揮発油税未納税移出揮発油移入証明書(付紙第8-2)
 - (工) 揮発油税未納税移出揮発油移入明細書(付紙第8-2)
- ウ 移入側は、移出側から送付を受けた通知書、届出書及び証明書の 移入欄に移入事項を記載し、次により処理する。
 - (ア) 通知書は、移入側の控えとする。
- (イ) 届出書は、宛先等を記載の上、押印し、移入した日の属する月 の翌月末日までに、所轄税務署長に提出する。
- (ウ) 証明書は、宛先等を記載の上、押印し、速やかに移出側に送付する。
- エ 移出側は、毎月その月内に移出した揮発油の数量等につき、揮発油税及び地方揮発油税納税申告書(付紙第8-3)を作成し、翌月末日までに所轄税務署長に提出する。この場合、未納税で移出した揮発油について、その数量を記載するほか移入側から送付を受けた証明書の記載内容を明細書に転記し、証明書は移出側の控えとし、明細書を添付する。
- オ 納税申告書を期限内に提出しない場合、未納税で移出した揮発油 について数量を記載しない場合又は明細書を添付しない場合は、未 納税移出の規定が適用されず、現実に課税されることになる。

(3) 免税取扱手続

- ア 移出側は、移出の都度次の4様式(通知書は控えを含め2通)の 移出欄に移出事項を記載し、通知書に宛先等を記載の上、押印し、 届出書及び証明書とともに移入側に送付する。
- (7) 揮発油税航空機燃料用免税揮発油移出通知書(付紙第8—2)
- (イ) 揮発油税航空機燃料用免税揮発油移入届出書(付紙第8-2)
- (ウ) 揮発油税航空機燃料用免税揮発油移入証明書(付紙第8-2)
- (工) 揮発油税航空機燃料用免税揮発油移入明細書(付紙第8-2)
- イ 移入側は、移出側から通知書、届出書及び証明書の送付を受けた 場合、前号ウの規定を準用する。
- ウ 移出側は、揮発油税及び地方揮発油税納税申告書(付紙第8一
- 3)を作成等する場合、前号エの規定を準用する。
- エ 納税申告書を期限内に提出しない場合、航空機燃料用免税で移 出した揮発油について数量を記載しない場合又は明細書を添付しな い場合は、揮発油税及び地方揮発油税の免税規定が適用されず、現 実に課税されることとなる。
- (4) 免税揮発油の移動手続
 - ア 使用駐屯地相互間の移動の場合

移出側及び移入側の双方において、次に掲げる事項を管理簿等に 記載する。

- (ア) 移動年月日、移動数量、移入(出)側の所在地、名称及びその 理由
- (イ) 移入側において消費した日及びその数量
- (ウ) 移入側において消費残数量がある場合にはその数量及び移出側に戻し入れた場合にはその日
- イ 災害救助のため緊急出動する場合及び航空法(昭和27年法律第 231号)第79条ただし書の規定による飛行場外離着陸の許可を 受けた場所に移動する場合

移出側においてアの各事項を管理簿等に記載する。

- ウ 使用駐屯地から燃料支処(所)等又は航空基地に後送する場合 その旨を使用駐屯地の所在地、及び燃料支処(所)等又は航空基 地の所在地の双方の所轄税務署長に対し「揮発油税航空機燃料用・ 免税揮発油返品等・搬入届出書」(付紙第8-4)により届け出る。
- (5) その他(自衛隊以外の航空機に給油する場合)
 - ア 自衛隊以外の航空機に直接給油して譲渡する場合は、原則として 事前にその事実を証する書類(給油を受ける機長等の証明書:様式 随意)を所轄税務署長へ提出して承認を受ける。ただし、その譲渡 が緊急、かつ、やむを得ない事情により行われる場合には翌月末日 を限度として事後承認の手続を受けることができる。
 - イ アの承認については、その給油 (譲渡) が同一人に対して継続的 に行われるときは、事前の包括承認 (1年以内) を受けることがで きる。
 - ウ アの譲渡については、譲渡側(移出側)は製造者とみなされ、譲 受側は移入側として航空機燃料用免税の手続を要する。手続は第3 号によるものとし、細部は所轄税務署長の指示による。
 - 第6章 消防法の適用を除外された場合における危険物の貯蔵及び 取扱い
- 1 野外移動タンクの材質等
 - 庁訓第7条第4号の野外移動タンクの構造、材質、最大容量等は、次の各号による。
- (1) 材質は、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号) 第41条の規定に準ずるものとする。
- (2) 構造は、最大常用時の1.1倍の張力下に4時間放置したとき、漏 えい、その他の異常がないものとする。
- (3) 容量は、200キロリットル以下とする。
- (4) 静電気を有効に除去する装置等を有するものとする。
- 2 自動車等へ給油するための給油設備及び危険物の取扱いの基準 庁訓第9条第1項に規定する自動車等へ給油する場合の給油設備及び 取扱いの基準は、次の各号による。
- (1) 移動タンク貯蔵所又は野外移動タンクに接続することができ、かつ、 自動車等へ直接給油するための設備を有するものとする。
- (2) 給油ホースの材質は、陸上自衛隊仕様書GW-D013901M 「3 1/2 t 燃料タンク車(一般用) 」に規定されたものとする。

- (3) 給油ホースの先端部には、手動開閉装置を備えた給油ノズルを有するものとする。
- (4) 静電気を有効に除去する装置等を有するものとする。
- (5) 給油中は自動車等の原動機を停止する。ただし、航空機については、 燃料タンクの給油口に給油ホースの先端を緊結できる構造を有する場 合は、この限りでない。
- 3 危険物取扱責任者の資格の基準

庁訓第11条第2項に規定する危険物取扱責任者の資格を有する者は、 次のいずれかの課程教育を修了し、かつ、6箇月以上危険物取扱いの実 務経験を有する者とする。

- (1) 幹部初級課程(需品科)
- (2) 幹部特技課程「燃料」
- (3) 幹部特技課程「部隊補給」
- (4) 上級陸曹特技課程「燃料」
- (5) 初級陸曹特技課程「需品」
- (6) 初級陸曹特技課程「部隊補給」

タンク計量記録表

タ	ンク	す番	号			品	名		
総力	マ (油量	10000000000000000000000000000000000000	量)	m	cm	mm			L
底	水 (水量)	m	cm	mm			L
差	し引き	(油量	Ţ)						L
温			度	上 中 下	$^{\circ}$		平	均	${\mathcal C}$
測	定	密	度	g/cm³	(℃)	密	度		g/cm³
容	積 換	算 係	数						L
換	算	油	量						L
油	面	計	量						L
	令和	年	月					定者名 算者名	印印

寸法:日本産業規格A4

タンク油温計測位置表

タンク形式	油の深さ	読みの数	測定場所
	6メートル以上	3	 油の表面から1.5メートル下 油の中心 底から1.5メートル上
縦型タンク	4. 5メートル以上 6メートル未満	3	 油の表面から1メートル下 油の中心 底から1メートル上
	3メートル未満 4.5メートル未満	2	1 油の表面から1メートル下2 底から1メートル上
	3メートル未満	1	油の中心
	4. 5メートル以上	3	油の中心
横型タンク	3メートル以上 4.5メートル未満	2	油の中心
	3メートル未満	1	油の中心

普通ドラム缶の格付及び使用区分表

	内	面		整	備 の 壮	犬 況		外 面	使 用	区分
格付区分	塗 装 光 沢	発 せ い	チェーン 洗 浄	洗浄及び 乾 燥	溶接修理	表面整形状態	縁 整 形 状 態	発せいの 状 況	燃料用	潤滑油等
A	金属光沢	発せいのな いもの	チェーンに よる洗浄を しない の。	残油により 黒変した部 分がないこ と。	溶接による 修理をしな いもの。	全面凹凸のないもの。	縁の凹凸の ないもの。	発せいのな いもの	1 自動車 ガソリン 2 軽油	
В	回上	同 上	チェーン洗 浄を含む。	前潤て合黒るむにった場くい含まない。	上記のほか 巻締溶を からのを さ む。	直径100 皿以下の凹 凸が3箇所 以下のもの を含む。	長さ50㎜以下の凹凸が2箇所以下のものを含む。	全表面の1 /1 0 以下 の発せいの あるものを 含む。	1 自動車 ガソリン 2 軽油	マルチグレ ードエンジ ン油
С	曇った箇所 のあるもの を含む。	赤さびのな いもの。	同上	同 上	上記のほか 直径10mm は一次部の は一次部の は一次で で で さ で き む。	回上	同上	同 上	灯油	マルチグレ ードギヤ油
D	同上	赤さびのあ るものを含 む。	同上	前目すは染で乾こる回的る、しも燥との内た洗をがしも燥と。	溶接修理したものを含む。	天地いずれる 直立すること の凹凸が甚た 含む。	を下にしても と。表面、縁 ごしいものを	さし合し、 でいむ、 で穴いこ とってない でないこと。	重油	1 廃 油 2 廃 液

内面塗装ドラム缶の格付及び使用区分表

		内 面		整	備の状	況	外	面	使用区分
格付 区分	塗装のはく離状態	塗 膜 の変色状態	発 せ い	溶接修理	表 面 整 形	縁 整 形 状 態	巻締部の状態	発せいの 状 況	燃料用
A	はく離のない もの。	変色のないも の。	発せいのな いもの。	溶接による修 理のないも の。	全面凹凸がないもの。	縁の凹凸のな いもの。	漏えいがな いもの。	発せいのな いもの	1 航空ガソ リン 2 航空ター ビン燃料
В	はく離部の面 積が 2 0 0 cm ² (合計) 以内で2箇所 以下のものを 含む。	黄変色したも の及び燃料により 染料により 色したも (注 1)	はく離部分 に発せいの ないものを 含む。	溶接はいい 溶はいい ではいい ではいるで ではいるで ではで ではで ではで ではで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でい でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でい でい でい でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで でいまで で	直径100mm 以下の凹凸が 2箇所以下の ものを含む。	長さ50mm以 下の凹凸が2 箇所以下のも のを含む。	甲	全表面の 1/20以 下発せいの あるものを 含む。	1 航空ガソ リン 2 航空ター ビン燃料
С	上記以外のもの。	上記以外のもの。	上記以外のもの。	上記以外のもの。	上記以外のもの。	上記以外のもの。	上記以外のもの。	上記以外のもの。	(注2)

注:1 塗膜の変色状態において、燃料の染料により着色したものは、航空タービン燃料には使用しない。

2 格付「C」の内面塗装ドラム缶は、普通ドラム缶に格付変更する。

品質検査表(自動車ガソリン)

	貯蔵検査	出荷検査
バルク	貯蔵期間24箇月以内に検査を行う。 各貯蔵タンクから採取した代表試料について、次に掲げる試験を行う。 1 外 観 2 色 相 3 密 度 4 蒸気圧 5 実在ガム 6 酸化安定度 7 腐食性(50℃3時間の代わりに100℃30分でよい) 8 蒸留試験	容器に充てんする前及びタンク車で 出荷する前に貯蔵タンクの代表試料に ついて、次に掲げる試験を行う。 1 外 観 2 色 相 3 密 度
容器入り	貯蔵期間24箇月以内に、次に掲げる検査を行う。 1 内容量と外観に関するドラム缶の 抜取検査 2 上記バルクの検査項目を試験	容器が良好で標記及び封印が完全であれば不要 検査が必要な場合には貯蔵検査の試 験項目を参照のこと。

品質検査表 (軽油)

	貯蔵検査	出荷検査
バルク	貯蔵期間24箇月以内に検査を行う。各貯蔵タンクから採取した代表試料について、次に掲げる試験を行う。 1 外 観 2 色 相 3 密 度 4 引火点 5 蒸留試験 6 硫黄分 7 流動点又は目詰まり点 8 残留炭素(色相1以上又は重油で汚染されていると考えるときは、10%残留分につき) 9 動粘度	容器に充てんする前及びタンク車で 出荷する前に貯蔵タンクの代表試料に ついて、次に掲げる試験を行う。 1 外 観 2 色 相 3 密 度
容器入り	貯蔵期間24箇月以内に次に掲げる 検査を行う。 1 内容量と外観に関するドラム缶の 抜取検査 2 上記バルクの検査項目を試験	容器が良好で標記及び封印が完全で あれば不要 検査が必要な場合には貯蔵検査の試 験項目を参照のこと。

品質検査表 (航空ガソリン)

	貯蔵検査	出荷検査			
バルク	貯蔵期間 2 4 箇月以内に検査を行う。各貯蔵タンクから採取した代表試料について、次に掲げる試験を行う。1 外 観2 色 相3 密 度4 実在ガム5 蒸留試験6 腐食試験7 四エチル鉛含有量8 蒸気圧9 潜在ガム	容器に充てんする前及びタンク車で 出荷する前に貯蔵タンクの代表試料に ついて、次に掲げる試験を行う。 1 外 観 2 色 相 3 密 度			
容器入り	貯蔵期間24箇月以内に次に掲げる 検査を行う。 1 内容量と外観に関するドラム缶の 抜取検査 2 上記バルクの検査項目を試験	容器が良好で標記及び封印が完全で あれば不要 検査が必要な場合には貯蔵検査の試 験項目を参照のこと。			

品質検査表(航空タービン燃料 J e t A-1)

	貯蔵検査	出荷検査								
バルク	貯蔵期間6箇月以内に検査を行う。 各貯蔵タンクから採取した代表試料 について、次に掲げる試験を行う。 1 外 観 2 色 相 3 密 度 4 実在ガム 5 蒸留性状 6 銅板像 7 析出点 8 酸 価 9 微粒きょう雑物 10 導電率 11 引火点 12 熱安定度	容器に充てんする前及びタンク車で 出荷する前に貯蔵タンクの代表試料に ついて、次に掲げる試験を行う。 1 外 観 2 色 相 3 密 度								
容器入り	貯蔵期間6箇月以内に次に掲げる検査を行う。 1 内容量と外観に関するドラム缶の抜取検査 2 上記バルクの検査項目を試験	容器が良好で標記及び封印が完全で あれば不要 検査が必要な場合には貯蔵検査の試 験項目を参照のこと。								

品質検査表 (航空タービン燃料 J P-4)

	貯蔵検査	出荷検査								
バルク	貯蔵期間6箇月以内に検査を行う。 各貯蔵タンクから採取した代表試料 について、次に掲げる試験を行う。 1 外 観 2 色 相 3 密 度 4 実在ガム 5 蒸留性状 6 銅板腐食 7 析出点 8 酸 価 9 蒸気圧 10 水溶解度 11 微粒きょう雑物 12 導電率	容器に充てんする前及びタンク車で 出荷する前に貯蔵タンクの代表試料に ついて、次に掲げる試験を行う。 1 外 観 2 色 相 3 密 度								
容器入り	貯蔵期間6箇月以内に次に掲げる検査を行う。 1 内容量と外観に関するドラム缶の抜取検査 2 上記バルクの検査項目を試験	容器が良好で標記及び封印が完全で あれば不要 検査が必要な場合には貯蔵検査の試 験項目を参照のこと。								

品質検査表(潤滑油)

		貯蔵検査	出荷検査
容器入り	いで 験 1 2	再包装のときに容器外部の状態につ で 抜取検査を行う。 食査を必要とする場合には、次の試 頁目を参考にする。 外 組 色 度 粘度 粘度指数 引火点 流動点 中和 灰 分	容器が良好で標記及び封印が完全であれば不要 検査が必要な場合には貯蔵検査の試験項目を参照のこと。

品質検査表(グリース)

	貯蔵検査	出荷検査
容器入り	貯蔵検査 再包装のときに容器外部の状態について抜取検査を行う。 検査を必要とする場合には、次の試験項目を参考にする。 1 外 観 2 色 相 3 滴 点 4 ちょう度	出荷検査 容器が良好で標記及び封印が完全であれば不要 検査が必要な場合には貯蔵検査の試験項目を参照のこと。

一般燃料試料採取方法

		試	料 採 取	量		採取	方 法
荷 姿	一般試験用	蒸気圧試験用	腐食及びガム試験用	オクタン価・ セ タ ン 価 測 定 用	保存用試料	採取器具	採取操作
タンク	上部、中部、下部試料	全層試料	同左	全層試料	上部、中部、下部 試料の等量混合	おもり付き採取器 (JISK225 1)原油及び石油	JIS K2251 の9.1.4(1) 及び(3)による。
	各1L	1 L		4 L	4 L	製品試料採取方法	X0 (0)(CX.3)
燃 料 タンク車	各車から全層試料	同左	各車からの全層試 料を等量混合	各車からの全層試 料を等量混合	同左	同 上	同上
タンク貨車	各1L		各 1 L	各 1 L			
ドラム缶	ロットの大きさの 立方根を抜き取 り、各ドラムから の全層試料	指定2ドラム以上 から全層試料	指定1ドラム以上 から全層試料	指定1ドラム以上 から全層試料を等 量混合	ロットの大きさの 立方根を抜き取 り、各ドラムから 全層試料を等量混 合	(JIS K2251	JIS K2251 の9.7.3(1) による。
	各1L	各1L	各 1 L	4 L	4 L		
備考	る。	• • • • • •		に応じ、上部、中部	3、下部試料に代えて	T、上部、下部試料又	は全層試料を採取す
	4 ドラム試料を採	採取する場合は、規定	の試料採取前に底部			Eする外観、仕上がり等 ないものがあってはな	

航空用燃料試料採取方法

				試 彩	· 採	取	量			採取	方 法	
荷 姿	一般試験用	蒸気圧試験用	腐食用	ガ ム 試験用	オクタン価測 定用(航空ガ ソリンのみ)	微粒きょう 雑物試験用	※ 熱安定性試験用	※ 水分離 指数試験用	保存用 試 料	採取器具	採取操作	
タンク	上部、中 部、下部試 料 各1L	全層試 料 1 L	同左	Ē	全層試料 4 L	同 左	上部、中部、 下部試料の 等量混合 36L	上部、中部、 下部試料の 等量混合 4 L	同 左	おもり付き 採取器 (JIS K 2251)	JIS K 2251の 9.1.4 (1)及び(3)に よる。	
燃 料 タンク 車 タンク貨車	各車から全 層試料 各1L	同 左	各車か を等量 1 L	いらの全層試料 注混合	各車からの全 層試料を等量 混合 4 L	同左			各車からの 全層試料を 等量混合 4 L	同左	JIS K 2251の 9.1.4 (1)による。	
ドラム缶	ロ き 根 り い が な も ら い が れ る ら に が れ に が れ に の は れ に の は れ に の に が に の に が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に に に に に に に に に に に に に	ドラム	同左	ロットの大きを 大きを 大きを 大きを 大きを 大きを 大きを 大きを 大きを 大きを	ロットの大き さの取り、 を 抜き取り全 ドラムの全 試料を 等 量混 合	同左			ロッさな 水 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	細管式採取 器 (JIS K2251 図 12)	JIS K 2251の 9.7.3 (1)による。	
備考	各1 L 4 L 4 L 4 L 4 L 4 L 4 L 4 L 1 1											

品質検査試料表(記載例)

採取	場所	朝日燃料支処						
品	名	航空タービン燃料JP―4						
試料看	季 号(注1)	朝日試35-10号						
納入業	者 名(注2)	○○石油 (株)						
製造年	月日(注2)	OO. 5. 1						
受 領	年 月 日	OO. 6. 1						
発 送	元 (注3)	△△石油(株)××工場						
前回試験	年 月 日	OO. 8. 30						
刊巴武歌	場所	朝日燃料支処(朝日試35-3号)						
貯 蔵	状 態	ドラム缶で野天2段積み						
検 査 数	女 量(注4)	5, 000 L						
試 料 採	取年月日	OO. 12. 28						
試料採]	取時の天候	快晴、無風、5℃						
試料採取	時の特異事項	ドラム缶底部に水あり						
試料採取	者の階級指名	3等陸曹 山 川 太 郎						

寸法:日本産業規格A4

- 注:1 年度を通じて一連番号をつける。
 - 2 ドラム缶天板に記載されているもの。
 - 3 業者から納入されたときは業者工場名、他部隊から管理換されたときは管理換部隊等名を記載する。
 - 4 検査対象である在庫全量をいい、採取した試料の数量を記載しないこと。

検 査 結 果 報 告 書 (航空タービン燃料 J e t — A 1 の記載例)

試 料採取駐屯地	試 料採取年月日	受 領 試料量	使 用 試料量	
試料番号	製造年月日			

番号		検 査 項 目	規格	試験結果	試験方法	部分合否			
1	外	観	清 澄		JIS K 2276				
2	色	相	記録		JIS K 2580				
3	密度	[(15°C, kg/m³)	775. 0~840. 0		JJS K 2249-1 又は-2				
4	実在	ガム (mg/100mL)	7.0以下						
		初留点 ℃	記 録		JIS K 2254				
	蒸	10% 留出温度 ℃	205.0以下						
	留	50% 留出温度 ℃	記録						
5		90% 留出温度 ℃	記録						
	性	終 点 ℃	300.0以下						
	状	残油量 容量%	1.5以下						
		減失量 容量%	1.5以下						
6	銅板	腐食(100℃、2 h)	1以下		JIS K 2513				
7	析出	· 点	-47.0以下		JIS K 2276				
8	酸	価 mg KOH/g	0.015以下		JIS K 2276				
9	微粒	ごきょう雑物 mg/L	1.0以下		JIS K 2276				
10	導電	DS/m	50~600						
11	引火	:点 °C	38.0以上		JIS K 2265-1				
	熱	試験温度 ℃	260.0以上						
12	安	フィルター差圧 kPa	3.3以下		JIS K 2276				
	定度	管堆積度 (目視)	3 未満で孔雀模様や異 常色相堆積物なし						
総	1	使用上問題なし		検査実施日					
合評価		使用を控える		事業者名: 代表者名: 検査実施担当者名					

検 査 結 果 報 告 書 (航空タービン燃料 J P — 4 の記載例)

試 料 採取駐屯地	試 料採取年月日	受 領 試 料 量	使 用試料量	
試料番号	製造年月日			

番号		検 査 項 目	規	格	試験結果	試験方法	部分合否			
1	外	観	清澄透明で 水、沈殿物 物がないこ。	及び浮遊		目視				
2	色	相	記 録			JIS K 2580				
3	密度	(15°C, g∕cm³)	0.751~0.80	2		JIS K 2249-1, -2,-3 又は-4				
4	実在	ガム (mg/100mL)	7.0以下			JIS K 2261				
		初留点 ℃	記録			JIS K 2254				
	蒸	10% 留出温度 ℃	記 録							
	r~=	20% 留出温度 ℃	100 以上							
5	留	50% 留出温度 ℃	125 以上							
J J	性	90% 留出温度 ℃	記録							
	1_1_	終 点 ℃	270 以下							
	状	残油量 容量%	1.5以下							
		減失量 容量%	1.5以下							
6	銅板	腐食(100℃、2 h)	1以下							
7	析出	点 ℃	-58以下		JIS K 2276					
8	酸	価 mg KOH/g	0.015以下			JIS K 2276				
9	蒸気	Æ (37.8℃) kPa	14~21			JIS K 2258-1 又 は-2				
10	水溶	解度(界面状態)	1b 以下			JIS K 2276				
11	微粒	きょう雑物 mg/L	1.0以下			JIS K 2276				
12	導電	率 pS/m	150~600			JIS K 2276				
総	1	使用上問題なし			検査実施日					
合評価	2	使用を控える			事業者名: 代表者名: 検査実施担当者名					

							_			税差	卡納	税	移出	先牙	認	申請	#							
_	\mathcal{L}	収受	印	1																				
2				_		(\$	見造場	等の	所在	他及び	名	你)(フリ	ガナ)	(∓		-)				署	長
CLABIENT	令和	#	月	H										(1	包括者	6号		_		_)		
ال					Ī		(住	所)(∓		-)											
																							副池	長
						申	(氏	名又	は名	你及て	F代 :	表者	氏名)					_		_)		
						請																	統指	痯
						者																		
		1	見務等	署長)	(i)		(法	人番号	y) 個	人の方	は個	人番	号の音	載は	不要で	· † .		※ <u>i</u> 出力	去人都 月2通	<u>号</u> は の内	、税利 1 通	房署提 のみ		
	-						434 NE				wer A	\prod_{n}		77. 600	4 707	1	1			てく		// ₀	担当	渚
	1	記の	2 \$8 9	9、_		Τ	机法	第		包 包	_	B <u></u> ・ 容		本部	を支	-		量	中請	しま	5 .			
	移	区	分	種	別	1	E I		名					個	数			量)	_	摘	要	Ę		
	出																						起	決
	しようとする課			T										T					T				案	裁
	٤			\vdash		+								-					+					
	る課																						令	_
	税物																						和	令和
	件			\vdash		+				\vdash				\vdash					+					
																							年	年
	移上又																							
	移出				+																		月	月
	又	は	期	뛤	L	_																	В	
	移入氏名				'	(∓		_)													н.	100
						(₹		-)													М	
	移出及					/ 5	2 100	w2. I					_		Mr -	-17.								
					20	t //	3 署	香 *	号					※ ⅓	整 埋	番	号							
	*	£1						税	去第_	<u></u>	第	Į	頁第_	号	の規	定に	より) 承認	しま	す。				
	令	₹n	年_	_	月		l						移		長					印				
											_			200-10										
	※税	務署書	整理相	W	整理	番号	}				T	番号磁性	- 1		入	力整	理							

CC2-3302-1

		1	揮発油税	未納税 航空機燃料		揮発	19	出入入	通届証明知出明知	書	
令和	収受印 一										
(}	※個人番号又対法人番引え、「移入届出書 (個人番号又) 法法人番号) 税務署長期 として使用するときのみ記載してくださ (移入者・移出者) 関い。										
移	移出場所の所在地及び名称) (フリガナ) (〒 -) 移入場所の所在地及び名称) (フリガナ) (〒 -) 移							-)			
出	住 所(〒 -)						住 所)(Ŧ	-)	
者	(氏名又は名称) (フリガナ)					者	(氏名又は名称)(フリガナ)				
移出	の目的										
		移		出			移 入				
品規	名格	用 途	容器等の種類	数 量	移年月	出日	数量		増 (2数量	2) 減	移 入 年月日
	-			Q	平成・令			Q	Q		平成・令和
					٠						
						•					
						•					
_						•					
_											
					•						
書類の	書類の流れ 通知書 《移出者》 → 移入者 《移入事》 → 移入者保存 届出書 が太線 → 〃 (積を記) → 移入場所の所轄税務署長に翌月末日までに提出 証明書 枠内を → 〃 (載) → 移出者に送付(移出者保存) 明細書 記載 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
※税		整理番号 入力					番号 確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証				
整	理欄	通 信 日付印	年	月 日	確 認			済 未済	その他		, ,

注意 ※印欄は、記載しないでください。

邻	和 : : 年 :	年 月分揮発油税及び地方揮発油税納税申告書				G L 2 0 3 1			
					整理番号				
^	10年月日	製造券の所在地 及 び 名 称	-)			電 () 話 易			
14.41	н 4 л ц	申告者の (〒 申 住 所	-)			電 () 局			
	税務署長殿	(フリガナ) 氏名又は名称 及び代表音氏名							
	·	個人番号又は 法人番号 者 (フリガナ)			※ 個人番号の記載	に当たっては、左端を空機としてください。			
[/	収受印、	同上代理人							
-	下記のとおり揮発油税及び地方揮発油税の納税中告書 (□期限後中告書・□修正中告書 ・□還付請求中告書)を提出します。								
	区	分	税	## # # # # # # # # # # # # # # # # # #	5 T + - H				
揮	発油税及び地方揮発	油税額の合計額 ①							
垫」		よるもの ②				付 記 事 項 租税特別措置法第89条第4項			
除う遺と	※宝装宝に上	スものサけ				□ 又は第7項の控除又は還付 沖特令第74条の2第2項 又は第9項の控除又は還付			
付す を ²	保税作業期間経過	機による課税分 ⁽³				■付を受けようとする金融機関			
を * 受金 け着	TI CONTRACTOR OF THE PROPERTY	2+3+4+6)6			-	銀行等の資金口座に銀込みを参議する書金 銀 産 ・銀 付 員 第 ・			
	付を受ける	金額(⑥-①) ⑦			-	本店·文店 種 本所·文店			
納	(100円未満の端ま				: 00				
こが の修 申正	る一巻日本はなった。					申うちュ銀行の貯金口座に振込みを参謀する場合 金 口 度 の 号 章 号			
音音	(Topotes de Min o	uc				· 賴侯馬等亦潛口亞取 9 6 希望 † 2 接合			
	①揮発油税及0 課稅標準数量		A 0.8	入 明 組	油油海海				
潘	の税 額	(移入)控除(雅付) 計 算 書		,免税物品等亡失証明 由税 灯 油 免 税 明 組	1音 週	告書作成者氏名			
付	③揮発油税災害拒 ④揮発油税課税		通 迎発	油 税 航 空 機 燃 料揮 発 油 移 入 明 組					
	② 事 · 事 · 新	いての損失補償の する 書 類		油 税 航 空 機 燃 料揮 発 油 移 出 明 組	11				
*	@揮発油 税保	. 税作業期間 - 控除明組書	_	税石油化学用免税明報		理士署名			
無	⑦揮 発油 税 調	!税済証明書	通 09揮発	油 税 特 定 用揮 発油 移入明網	途 通				
	⑧揮発油税差 ⑨控除対象揮発油			油 税 特 定 用揮 発油移出明網					
「税	務署整理欄」は、記		税理士法第30条の書面提出有						
	身元 *	■記書類 個人番号カード/通気	0	税理士法第33条の2の書面提出有					
税	確認	その他()			CC2-3301-			
務署整	中告年月日 :	: # : : A :	- 申告区分	区分	年月日	+ x + x + x + - n			
理	納期限延長場合の納期	限 : : # :	: 月 : : 日	納期限を延長した 納付すべき税額					
棚	金融機関番	号 : : :		通信日付印 4	合和 年	月 日確認			

受	番号								
令和	年 月 税務署	日 展 殿	出	所)(〒) 名又は名称及び代記		(電話) 局 番 印			
下記の通り航空機燃料用 特定用途免税揮発油を搬入したので、揮発油税法基本通達第50条2項 の規定により届出します。									
	品 名								
返搬	用 途								
品品	オクタン価								
等入	初留温度		$^{\circ}\mathbb{C}$	$^{\circ}$ C	$^{\circ}$	${\mathcal C}$			
揮	終点温度								
発	留出温度差								
油油	混入量()		g	g	g	g			
1144	容器の種類等			_	_	_			
	数量		L	L	L	L			
返品搬	等 年月日	平成	4	年 月	Ħ				
搬出	一元の所在	(〒)						
地及び名称									
搬入	元の製造場	(〒)						
の所	在地及び名称								
返品	ょ等の理由								
摘 要									

- 注意 1 この届出は、搬出元の所轄税務署長へは搬出者が、搬出先の税務署長へは 搬入者が、それぞれ提出してください。
 - 2 「オクタン価」から「混入量()」までの欄は、免税の要件とされているもののみ記載してください。
 - 3 不要の文字は二重線で、不要の欄は斜線で抹消してください。

軽油免税申請単位部隊等申請者及び申請先

申請単位部隊等	申請者	申 請 先	免税の対象となる 装備品等の範囲
北部方面総監部	北部方面総監部装備部長	北海道知事及び 財務事務所長等	
八戸駐屯地業務隊	東北方面総監部装備部長	青森県知事及び 財務事務所長等	
多賀城燃料支処	又は申請単位部隊等の長	宮城県知事及び 財務事務所長等	1 燃料支処(所) 等においては、当
朝日燃料支処	東部方面総監部装備部長	茨城県知事及び 財務事務所長等	まためいでは、当 該支処(所)等の 免税軽油補給担当
富士燃料出張所	又は申請単位部隊等の長	静岡県知事及び 財務事務所長等	区域に所在する部 隊等が保有する免 税対象装備
関西補給処		京都府知事及び 財務事務所長等	2 直納駐屯地にお
青野原駐屯地業務隊	中部方面総監部装備部長 又は申請単位部隊等の長	兵庫県知事及び 財務事務所長等	いては、当該駐屯地に所在する部隊
海上自衛隊 呉造修補給所		広島県知事及び 財務事務所長等	等の保有する免税 軽油対象装備
鳥栖燃料支処	西部方面総監部装備部長	佐賀県知事及び 財務事務所長等	
那覇駐屯地業務隊	又は申請単位部隊等の長	沖縄県知事及び 財務事務所長等	

軽油免税手続の細部要領 (基準)

